○富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付要綱

令和７年３月31日

告示第44号

（趣旨）

第１条　この要綱は、子育て世帯とその親世帯が家族の支え合いによる子育てをしやすい環境づくりと高齢者が安心して暮らせる環境づくりの推進を目的とし、子及び親が同居又は近隣に居住するための新築、増築、建て替え及び購入に要する経費に対し、予算の範囲内において富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　子世帯　親の１親等の卑属又はその配偶者を含む世帯員で構成された世帯をいう。

(2)　親世帯　子世帯の親が含まれる世帯をいう。ただし、介護保険施設等に入所し、又は入居している親を除く。

(3)　補助対象住宅　次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

ア　市内に建築された自己の居住の用に供するための住宅(共同住宅及び店舗併用住宅を含む。）であること。

イ　都市計画法（昭和43年法律第100号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項、第６条の２第１項及び同法第３章の規定に適合する建築物であること。

ウ　住戸専用面積が、国土交通省の住生活基本計画における最低居住面積水準の面積以上であること。

(4)　近居　子世帯及び親世帯が次のいずれかであることをいう。

ア　子世帯及び親世帯が市内に居住していること。

イ　子世帯が市内に居住しており、かつ、親世帯との住宅間の直線距離が２キロメートル以内であること。

(5)　同居　子世帯及び親世帯が同一の住宅に居住することをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子世帯とする。

(1)　市内に補助対象住宅の新築、増築、建て替え及び購入（以下「住宅取得」という。）をし、当該補助対象住宅を不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定による建物の所有権保存登記又は所有権移転登記（以下「所有権登記」という。）から１年以内に取得住宅へ移転する者全員の移転が完了していること。

(2)　補助金の交付の申請をした日が属する年度の４月１日時点において、子世帯が18歳未満の子ども（出産予定を含む。）を育てている世帯又は夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

(3)　子世帯が取得した住宅の持分割合が２分の１以上であり、最も多いこと。

(4)　補助金の交付決定を受けた日から10年間住宅を使用すること。

(5)　以前に補助金の交付を受けたことがないこと。

(6)　子世帯の全員が市税の滞納がないこと。

(7)　同居又は近居するために本市に転入してきた子世帯については、転入前の市区町村に市町村税の滞納がないこと。

(8)　子世帯及び親世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

(9)　次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。

ア　自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ　暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ　市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあっては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(10)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、第６条の規定による申請書を提出する時点において、次の各号のいずれかの場合に該当する子世帯は、補助対象者としない。

(1)　既に住宅を取得し、親世帯と近居又は同居をしている場合

(2)　既に親世帯が所有している住宅に同居している場合

(3)　親族から住宅を取得した場合

(4)　申請者が住宅を購入していない場合

（暴力団密接関係者）

第４条　規則第20条第１項第３号の市長が定める者は、前条第１項第９号又は第10号に該当する者とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅取得に係る売買契約金額又は建築工事請負契約から消費税及び地方消費税を控除した額とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１の額（千円未満の端数は、これを切り捨てた額）又は60万円のいずれか少ない額とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添付して、所有権登記後１年以内に、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(1)　子世帯及び親世帯全員の住民票

(2)　子世帯及び親世帯全員の戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本

(3)　誓約書兼同意書（別記第２号様式）

(4)　建物工事請負契約書又は建物売買契約書の写し

(5)　近居又は同居をする住宅の位置図

(6)　平面図、立面図等住宅の内容が確認できる書類

(7)　住宅取得に係る領収書の写し

(8)　建物の登記事項証明書

(9)　建築確認検査済証の写し

(10)　子世帯全員の市町村税の滞納がないことを証する書類

(11)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第８条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付決定（却下）通知書（別

記第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第９条　前条の規定により通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、補助金の交付を請求しようとするときは、同条の規定による交付決定のあった日の属する年度の３月31日までに、富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付請求書（別記第４号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第10条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。

(2)　交付決定のあった日から10年を経過する前に同居又は近居を解消したとき。ただし、死亡、入院その他やむを得ない理由があると認められるときを除く。

(3)　補助対象住宅を自己の居住の目的以外の用途に使用したとき。

(4)　その他この要綱の規定に違反する等の理由により、市長が補助することが適当でないと認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付決定取消通知書（別記第５号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

２　前項の返還命令は、富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金返還命令書（別記第６号様式）により行うものとする。

（調査）

第12条　市長は、補助事業の適正な執行を期するため必要と認めるときは、子世帯及び親世帯全員に対して必要な調査をすることができる。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月26日告示第42号）

この告示は、公示の日から施行する。

別記
第１号様式（第６条関係）

富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付申請書

年　　月　　日

富里市長　　様

申請者　住　所
氏　名
電　話

富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金の交付を受けたいので、富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

居住の区分	□ 同居　　□ 近居
住宅所在地	
市内居住の親の区分	□ 申請者　　□ 申請者の配偶者
補助対象経費	円
交付申請額	円
住宅取得の種別	□ 新築　□ 増築　□ 建て替え　□ 購入
住宅取得契約日	年　　月　　日
所有権登記日	年　　月　　日
延床面積（居住部分）	㎡

子世帯	世帯主	氏名					
		住所					
	世帯員	氏　名	生年月日	続柄	氏　名	生年月日	続柄
親世帯	世帯主	氏名					
		住所					
	世帯員	氏　名	生年月日	続柄	氏　名	生年月日	続柄

第２号様式（第６条関係）

誓約書兼同意書

私は、富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金の交付申請をするに当たり、下記の事項について、誓約し、同意します。

記

・富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条に規定する補助対象要件その他要綱に定められた要件を満たしていること、同要件を満たさなくなった場合には速やかに報告すること及び要綱の規定を順守することを誓約します。また、申請内容及び提出書類に虚偽はありません。
・要綱第９条に規定する交付決定の取消しがあり、要綱第１０条の規定による返還を命ぜられたときは、補助金の返還を行います。
・交付申請に係る審査に当たり、市が私を含む子世帯及び親世帯全員の住民基本台帳情報及び子世帯の市税等の納税に関する情報を公簿等により確認することに同意します。
・要綱により交付された補助金の交付決定のあった日から１０年間、市が居住状況を確認するために私を含む子世帯及び親世帯全員の住民基本台帳について調査することに同意します。

年　　月　　日

富里市長　　様

申請者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

同意者（申請者世帯）※自署又は記名押印

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

同意者（親世帯）※自署又は記名押印

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

第３号様式（第７条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

富里市長　　印

富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付決定（却下）通知書

年　月　日付けで申請のあった富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付申請については、富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

１　決定
交付決定額　　金　　円

２　却下
（理由）

第４号様式（第８条関係）

富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付請求書

年　　月　　日

富里市長　　様

請求者　住　所
氏　名　　㊞
電　話

年　月　日付け指令第　号で決定があった富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金について、富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり請求します。

交付請求額	円	
振込先金融機関	銀行・信用金庫　本店 農協・信用組合　支店	
	１．普通預金　２．当座預金	
	口座番号	
	口座名義	（フリガナ）
備考		

第５号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

富里市長　　印

富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け指令第　　号で交付決定した富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金について、次のとおり取り消したので、富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付要綱第９条第２項の規定により通知します。

１　取消年月日	年　　月　　日
２　取消交付額	円
３　取消理由	

第６号様式（第１０条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

富里市長　　印

富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金返還命令書

年　　月　　日付け指令第　　号で交付決定した富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金について、富里市近くであんしん多世代住宅支援補助金交付要綱第１０条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

１　補助金交付決定額	円
２　返還すべき金額	円
２　返還期限	年　　月　　日まで
４　返還方法	

別記第１号様式（第６条関係）

第２号様式（第６条関係）

第３号様式（第７条関係）

第４号様式（第８条関係）

第５号様式（第９条関係）

第６号様式（第10条関係）